（前のページより続き）

〔公　告〕

諸事項

官庁
財団、金融先物取引業者に対する行政処分、土地改良事業の工事完了、農地の買収前の所有者等への売払通知に代える公告、割賦販売法に基づく登録割賦購入あっせん業者の営業廃止関係
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、会社更生、再生関係　二三
特殊法人等
厚生年金基金清算結了・清算人退任、文部科学省共済組合定款の一部変更関係　二五
地方公共団体
教育職員免許状失効関係　二六
会社その他

本号で公布された法令のあらまし

◇種苗法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第三四七号）（農林水産省）

種苗法の一部を改正する法律（平成一七年法律第五九号）の施行期日は、平成一七年一二月一日とすることとした。

◇種苗法施行令の一部を改正する政令（政令第三四八号）（農林水産省）

1　種苗を用いることにより得られる収穫物から直接に生産される加工品であって政令で定めるものとして、小豆の豆を水煮したもの（砂糖を加えたものを含む。）及び小豆のあん、ござ、米飯並びに茶の葉又は茎を製茶したものを指定することとした。（第二条関係）

2　この政令は、種苗法の一部を改正する法律の施行の日（平成一七年一二月一日）から施行することとした。

政　令

種苗法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成十七年十一月十八日

内閣総理大臣　小泉純一郎

政令第三百四十七号

種苗法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、種苗法の一部を改正する法律（平成十七年法律第五十九号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

種苗法の一部を改正する法律の施行期日は、平成十七年十二月一日とする。

農林水産大臣　中川　昭一
内閣総理大臣　小泉純一郎

種苗法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成十七年十一月十八日

内閣総理大臣　小泉純一郎

政令第三百四十八号

種苗法施行令の一部を改正する政令

内閣は、種苗法の一部を改正する法律（平成十七年法律第五十九号）の施行に伴い、及び種苗法（平成十年法律第八十三号）第二条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

種苗法施行令（平成十年政令第三百六十八号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「第二条第五項」を「第二条第六項」に改め、同条を第六条とし、第四条を第五条とし、第三条を第四条とする。

第二条中「第二条第五項」を「第二条第六項」に改め、同条を第三条とする。

第一条の次に次の一条を加える。

（加工品）

第二条　法第二条第四項の政令で定める加工品は、次の各号に掲げる農林水産植物の種類の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める加工品とする。

一　小豆　豆を水煮したもの（砂糖を加えたものを含む。）及びあん
二　いぐさ　ござ
三　稲　米飯
四　茶　葉又は茎を製茶したもの

附　則

この政令は、種苗法の一部を改正する法律の施行の日（平成十七年十二月一日）から施行する。

農林水産大臣　中川　昭一
内閣総理大臣　小泉純一郎

告　示

○総務省告示第千二百八十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第七条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成十七年十一月十八日

総務大臣臨時代理
国務大臣　与謝野　馨

政党政治団体の名称	異動事項	旧	届出年月日
新党日本	主たる事務所の所在地	東京都千代田区永田町二―一〇―二	一七、一〇、二八
		東京都千代田区平河町一―七―一一	